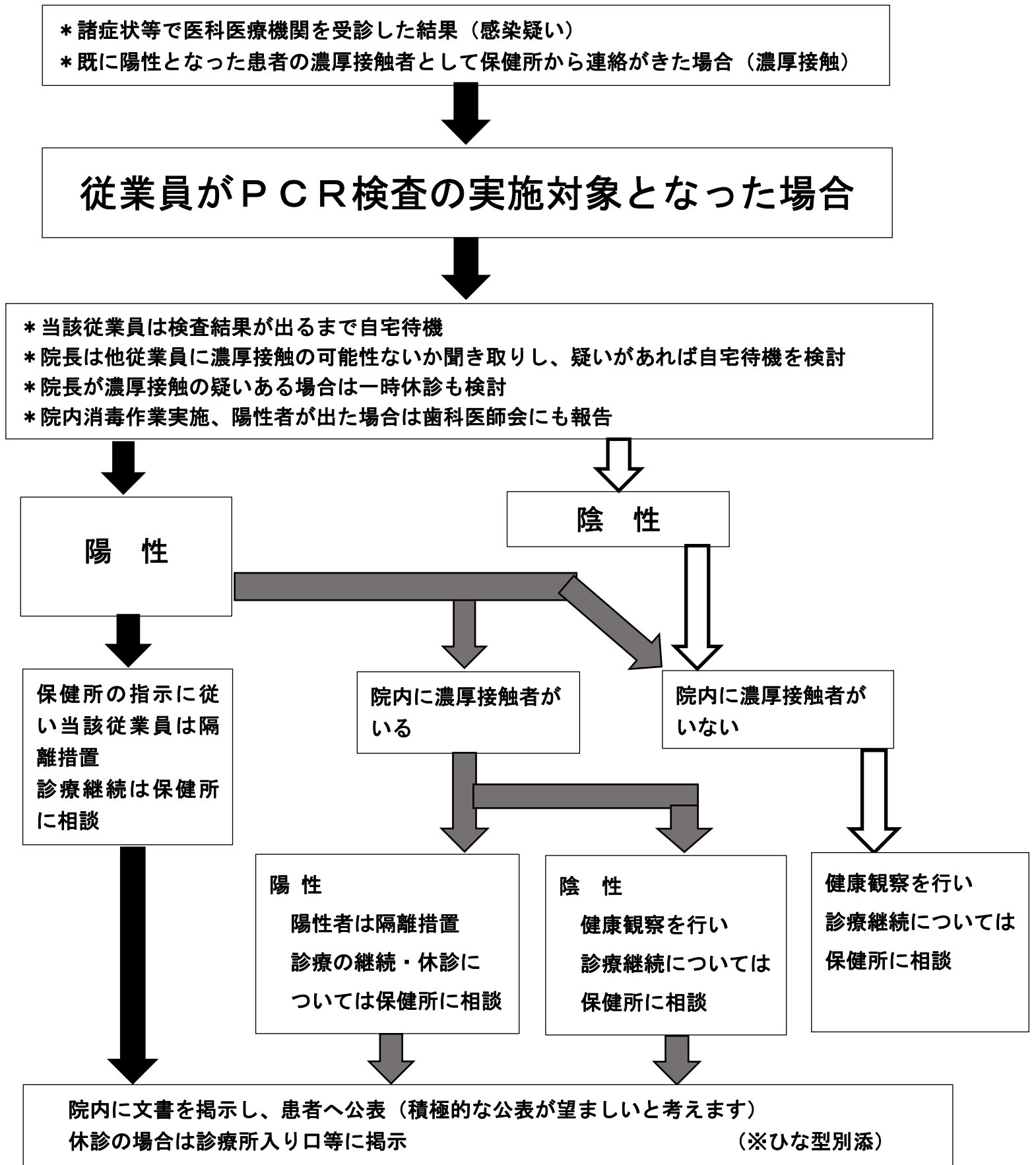


歯科医院での新型コロナウイルス感染症 発生時対応フロー（２） 従業員の場合



※一般的な個人開業診療所を想定しています、ケースバイケースのため適宜実態に合わせ、おおむねの流れとしてご活用ください。

※濃厚接触者とは、「患者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった方」、「適切な感染防護なしに患者を診察、看護もしくは介護していた方」、「患者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い方」、「手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった方」とされています。濃厚接触の有無は最終的に保健所の判断です、濃厚接触者と判断された場合はPCR検査等が実施されています。また、PCR検査実施は保健所が本人に直接連絡します、診療所（院長）には保健所からは特段連絡が来ないと思われるので従業員にきちんと報告させることが大事です。

※適切な院内感染対策を講じていれば患者とは濃厚接触にならない可能性がありますので、患者を巻き込んだ集団感染にならないよう日頃からの感染対策に注意が必要です。

※歯科医師会への報告は義務ではありませんが、可能な限りご報告をお願いいたします。